

タイに青果物を輸出する皆様へ

～ 使用できる証明書、タイ向けJFS規格のガイドライン、適合証明プログラム 規定及び監査会社公表のご案内～

1. 使用できる証明書について

青果物の梱包等を行う施設は、タイ向けに青果物を輸出するために、2019年8月25日から食品衛生に関する要求事項を満たした証明書が必要となります。以下に掲げる規格はタイ王国FDAが同等以上と認めており、タイ向け輸出に際し、その認証書または適合証明書を使用することができます。なお、使用する場合、英文認証書・適合証明書の原本証明がなされた複写の提示が求められます。

- ① タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0
- ② JFS-B規格（製造セクター:E） ver. 1.1
JFS-C規格（製造セクター:E） ver. 2.2, 2.3
- ③ GLOBAL G. A. P. ver. 5.1, 5.2（選果・梱包施設部分（「生産物の取り扱い」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ④ ASIAGAP ver. 2.1, 2.2（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑤ JGAP 2016（選果・梱包施設部分（「農産物取扱い工程」）が認証範囲に含まれるものに限る）
- ⑥ FSSC22000 ver. 4.1, 5

*上記の他、ISO22000:2005、BRC Global Standard for Food Safety等の規格の認証も使用できます。

*行政機関による証明書（都道府県から発行されるケースを想定）も使用できます。

2. タイ向けJFS規格ガイドライン等の公表について

「タイ向け青果物の選別及び梱包工程に係るJFS規格 ver. 1.0」（「タイ向けJFS規格」）の監査及び適合証明プログラム規程ver. 1.0及びガイドラインver. 1.0が公表されましたので、お知らせいたします。以下のリンクをご覧ください。

→ https://www.ifsm.or.jp/information/2019/190619_000381.php

3. タイ向けJFS規格の監査会社の公表について

タイ向けJFS規格の監査及び適合証明を行う監査会社が、JFSMホームページに公表されましたので、お知らせいたします。なお、監査会社は今後追加される可能性があります。以下のリンクをご覧ください。

→ https://www.ifsm.or.jp/information/2019/190619_000382.php

■お問い合わせ先

○ 農林水産省 食料産業局 輸出促進課 事業者支援班

☎ 03-3501-4079(直通)